

市道供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間、都市整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

上越市長 中川 幹 太

路線番号	路線名	供用開始の区間
B071	三田新田下源入線	大字下源入 164-2 から 大字下源入 165-2 まで
B055	福橋3号線	大字福橋 1146-3 から 大字福橋 1147-45 まで
337	西福島ニュータウン 2号線	頸城区西福島 1027-2 から 頸城区西福島 1028-4 まで
316	頸城街路線	頸城区西福島 911-3